

協議の場のとりまとめ

市町村名 (市町村コード)	伊賀市 (242161)		
地域名 (地域内農業集落名)	鞆田 湯舟 登龍尾		
協議の結果を取りまとめた年月日	第1回	令和 6 年 1 2 月 2 2 日	第2回 令和 7 年 月 日
	第3回	令和 年 月 日	第4回 令和 年 月 日

注1：「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2：「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・当地区では農業者の高齢化が進んでいるものの、地区内の担い手農家は経営規模の拡大をめざしていることから、農地の受け手となり、今後も継続的に農地が維持される見通しである。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・当地区の栽培品目は次のとおりである。
〔 主要な栽培品目は、水稻（麦・大豆）である。 〕
- ・担い手経営体が規模拡大を進めるにあたり、生産体制の最適化を図るため、スマート農業の導入を進める必要がある。
- ・環境への負荷をできるかぎり減らしながら持続的な農業を進めていくため、有機農業への取り組みを検討していく必要がある。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	4.5562 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	4.5562 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積) 【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方（範囲は、別添地図のとおり）

- ・農業振興地域内の農用地及びその周辺の営農条件のよい農地を基本とする。

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
・農地中間管理機構を通じて、担い手農家へ農地の集積及び団地化を進める。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
・担い手農家の意向を把握し、できる限り団地化が図られるよう農地中間管理機構を活用して集積・集約を進める。

(3) 基盤整備事業への取組方針
実施予定なし
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
・市やJAとも連携し、地域内外から多様な経営体を受け入れ、地域に定着できるように農地のあっせんや栽培技術等の支援を行う。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
—

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他
【選択した上記の取組方針】				
①侵入されている所の再設置 ②有機農業の面積の拡大 ③AIロボット、ドローンの活用 ⑦中山間の交付金を活用し保全管理をしていく				